

西宮市第二庁舎（危機管理センター）整備事業  
実施方針

平成29年8月2日

西宮市

## 目次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1 実施方針の定義            | 1  |
| 第2 本事業の概要             | 1  |
| 1 対象となる公共施設の概要        | 1  |
| 2 公共施設の管理者の名称         | 5  |
| 3 施設整備の目的             | 5  |
| 4 発注方式                | 5  |
| 5 本事業の業務範囲            | 6  |
| 6 契約期間                | 7  |
| 7 工事スケジュール(予定)        | 7  |
| 第3 事業者募集及び落札者選定に関する事項 | 8  |
| 1 募集及び選定の方法           | 8  |
| 2 募集及び選定のスケジュール       | 8  |
| 3 募集手続等               | 9  |
| 4 入札参加者の備えるべき参加資格要件   | 12 |
| 5 落札者等の選定             | 21 |
| 6 提示条件                | 23 |
| 第4 その他本事業の実施に関し必要な事項  | 25 |
| 1 情報の公表               | 25 |
| 2 担当部局                | 25 |

## 第1 実施方針の定義

この実施方針は、西宮市第二庁舎（危機管理センター）整備事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、民間の技術的能力を活用して効果的かつ効率的に施設を整備するために、広く本事業の概要等を周知し、西宮市（以下、「市」という。）と民間事業者（以下、「事業者」という。）との間での十分な意思疎通を図り、本事業に対する考え方に齟齬が生じないようにすることを目的として定める。

なお、本事業においては、教育委員会庁舎及び旧西宮区検察庁庁舎（以下、「既存施設」という。）の解体撤去を行ったうえで、西宮市第二庁舎（危機管理センター）（以下、「第二庁舎」という。）と、既存の本庁舎地下駐車場の出庫経路を増築して第二庁舎地下駐車場に接続する地下連絡通路（以下、「地下連絡通路」という。）を整備する。（以下、「第二庁舎」と「地下連絡通路」を総称して「第二庁舎等」という。）

## 第2 本事業の概要

### 1 対象となる公共施設の概要

#### (1) 計画地



#### ア 第二庁舎

所在地 西宮市六湛寺町 50 番 1、51 番 1

敷地面積 : 現況 2,460.93 m<sup>2</sup>  
(道路セットバック後 : 2,436.07 m<sup>2</sup>)

敷地高さ : 海拔 3.9~4.36m

用途地域 : 近隣商業地域

建ぺい率 : 70% (高度利用地区による。)

容積率 : 300%以上 600%以下 (高度利用地区による。)  
※400%を超える割り増し部分は庁舎等に類するものに限る。

日影規制 : なし

高度地区 : 第7種 (全域)、第10種 (北側 11m)

防火地域等 : 準防火地域 (北側 11mを除く)、防火地域 (北側 11m)

計画地ハザード : 地震震度想定 (南海トラフ 震度 6弱 上町断層 震度 6強)  
浸水被害想定 (外水氾濫 国道 2号以北が 50cm)  
液状化の危険度 (地表面最大加速度 350gal : 危険  
200gal・150gal : 低い)

#### イ 地下連絡通路

所在地 : 西宮市六湛寺町 55 番 1、55 番 2 (六湛寺公園)、他 (市道西 268 号)

用途地域 : 近隣商業地域

建ぺい率 : 80%

容積率 : 300% (一部 400%)

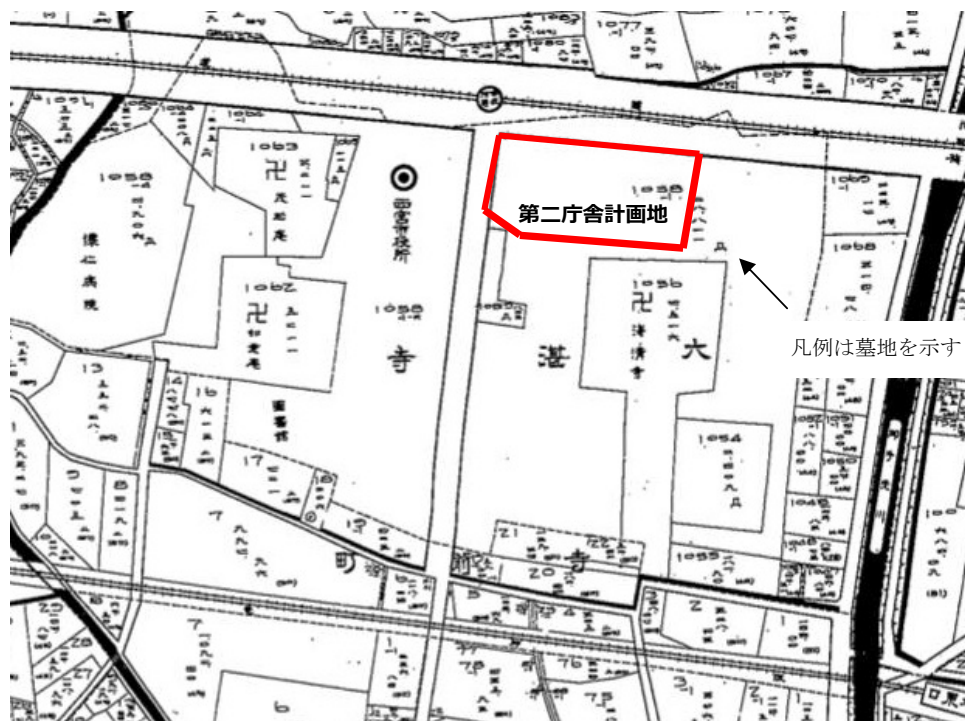
日影規制 : なし

高度地区 : 第7種

防火地域等 : 準防火地域

(2) 従前土地利用及び現況施設概要

ア 既存施設立地以前の土地利用（参考）



出典：「西宮市土地寶典」昭和 12 年

※昭和初期の第二庁舎計画敷地の周辺写真は以下の URL を併せて参照のこと。

参考：<http://www.nishi.or.jp/contents/0003517300040004800085.html>

イ 既存施設概要

|           | 建築年次                       | 延床面積                    | 構造・階層                         |
|-----------|----------------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 教育委員会庁舎   | 昭和 27 年<br>昭和 47 年<br>(増築) | 2,267.47 m <sup>2</sup> | RC 造・地上 3 階地下 1 階<br>(一部 S 造) |
| 旧西宮区検察庁庁舎 | 昭和 49 年                    | 272.69 m <sup>2</sup>   | RC 造・平屋                       |

(3) 整備施設概要

|        | 施設等名称                 | 規模                              | 施設概要  |
|--------|-----------------------|---------------------------------|---|
| 第二庁舎   | 庁舎本体                  | 延床面積<br>約 16,591 m <sup>2</sup> | 地上 12 階地下 1 階<br>中間層免震構造  |
|        | 附属施設                  | 約 85 m <sup>2</sup>             | 自転車駐車場  |
|        | 外構                    |                                 |   |
|        | その他                   |                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道西 268 号の幅員 6m 確保</li> <li>・車両出入りの為の国道 2 号歩道切り下げ・標識柱の移設</li> <li>・既存施設の解体撤去に先行して実施する電気ケーブル迂回等</li> </ul> |
| 地下連絡通路 | 連絡通路本体                | 約 270 m <sup>2</sup>            |   |
|        | 六湛寺公園及び市道西 268 号の現状復旧 | 約 700 m <sup>2</sup>            |   |
|        | その他                   |                                 | 地下連絡通路整備の着手に先行して実施する電柱移設、上水・汚水・雨水・ガス管移設等  |

## 2 公共施設の管理者の名称

西宮市長 今村 岳司

## 3 施設整備の目的

第二庁舎等の整備を契機として、市民ニーズに対応した的確な情報・行政サービスの提供や、市の防災・危機管理の中核拠点として、巨大地震や台風・集中豪雨など近年頻発している自然災害をはじめ、様々な危機事案に対する防災・危機管理の対応力と業務継続力の向上を図ることを目的とする。

## 4 発注方式

本事業の発注方式は、市が実施した第二庁舎等の基本設計に対して、品質・性能を向上させる又は工事費等を低減するための技術提案（以下、「VE 提案」という。）を受け、事業者が第二庁舎等の実施設計、既存施設等の解体撤去、第二庁舎等の建設等を一括して行う「基本設計先行型 設計・施工一括発注（DB）方式」とする。

## 5 本事業の業務範囲

### (1) 調査・設計業務

- ア 現地調査（電波障害調査、周辺家屋影響調査、地下水影響調査、消防・防災無線伝播調査、敷地測量（事後）、その他事業者が必要と判断して行う調査）
- イ 第二庁舎等の整備に関する実施設計

### (2) 既存施設の解体撤去業務

- ア 既存施設の解体撤去に関する設計
- イ 既存施設の解体撤去の実施

### (3) 第二庁舎等の建設業務

- ア 第二庁舎の建設工事
- イ 地下連絡通路の建設工事（六湛寺公園及び市道西 268 号の現状復旧を含む）

### (4) その他関連業務

- ア 関連事業との連絡調整
- イ 什器備品調達、設置
- ウ 資料等の作成



## 6 契約期間

本事業の契約期間は、契約の締結日（平成 30 年 3 月下旬）からその他関連業務の完了日（平成 33 年 6 月予定）までとする。

## 7 工事スケジュール（予定）

|                  |   |
|------------------|---|
| 契約締結             | 平成 30 年 3 月下旬頃  |
| 実施設計             | 平成 30 年 4 月～平成 31 年 5 月頃  |
| 既存施設の解体撤去        | 平成 30 年 4 月～平成 31 年 5 月頃  |
| 地下連絡通路の整備        | 平成 31 年 3 月～平成 31 年 9 月末<br>※事業者提案により平成 32 年 3 月～9 月末での整備を可とする。ただし宮水取水時期（各年 10 月～3 月）に配慮すること。 |
| 第二庁舎等の建設         | 平成 31 年 4 月～平成 33 年 2 月頃  |
| 関連事業との連絡調整       | 第二庁舎等の引渡しまで   |
| 第二庁舎等の工事完成の市への通知 | 平成 33 年 2 月末  |
| 什器備品調達、設置        | 第二庁舎等の引渡しまで   |
| 第二庁舎等の引渡し        | 平成 33 年 3 月末  |
| 資料等の作成           | 平成 33 年 6 月末まで  |

|        |  |
|--------|--|
| 瑕疵担保点検 | 1 年後点検：平成 34 年 3 月<br>2 年後点検：平成 35 年 3 月 |
|--------|--|

### 第3 事業者の募集及び落札者選定に関する事項

#### 1 募集及び選定の方法

募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)を採用する。

#### 2 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

|               | 日程                | 内容                        |
|---------------|-------------------|---------------------------|
| 平成<br>29<br>年 | 8月2日(水)           | 実施方針の公表                   |
|               | 8月7日(月)まで         | 現地見学の参加申込の受付<br>参考資料の貸与申請 |
|               | 8月8日(火)～10日(木)    | 現地見学の開催<br>参考資料の貸与        |
|               | 8月9日(水)～15日(火)    | 実施方針に関する質問・意見の受付          |
|               | 8月31日(木)頃         | 実施方針に関する質問・意見への回答         |
|               | 8月31日(木)頃         | 実施方針の変更                   |
|               | 9月22日(金)頃         | 入札公告、入札説明書等の公表            |
|               | 9月28日(木)～29日(金)頃  | 入札説明書等に関する質問の受付           |
|               | 10月16日(月)頃        | 開発事業概要書の意見書の貸与            |
|               | 10月16日(月)～18日(水)頃 | 個別対話の実施                   |
|               | 10月31日(火)頃        | 入札説明書等に関する回答の公表           |
|               | 11月8日(水)～10日(金)頃  | 入札参加表明書等の受付               |
|               | 11月17日(金)頃        | 資格審査結果の通知                 |
|               | 11月20日(月)頃        | VE提案の受付                   |
| 12月4日(月)頃     | VE提案審査結果の送付       |                           |
| 平成<br>30<br>年 | 1月9日(火)～12日(金)頃   | 提案書の受付                    |
|               | 1月9日(火)～12日(金)頃   | 入札及び開札                    |
|               | 2月8日(木)頃          | 落札者等の決定・公表、審査講評の公表        |
|               | 2月20日(火)頃         | 仮契約締結                     |
|               | 3月下旬頃             | 市議会議決後、本契約締結              |

※「参考資料の貸与」については、別紙1を参照すること。

### 3 募集手続等

#### (1) 現地見学の実施

本事業に関する理解向上等のため、教育委員会庁舎共用部分及び旧西宮区検察庁庁舎内部についての現地見学を実施する予定である。

現地見学への参加希望者は、現地見学開催当日に「第3-4-(2)-イ-(イ)建設企業」のbからfの要件すべてを満たしている、又は満たす予定の事業者に限る。参加については参加企業1社につき最大3名までとする。

- 開催日時：平成29年8月8日(火)～8月10日(木)  
※実施時間等については、参加申込のあった企業に別途連絡する。
- 開催場所：第二庁舎整備予定地
- 参加申込方法：現地見学への参加を希望する企業は、市のホームページより、現地見学参加申込書(様式1)のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「現地見学参加申込」と明記すること。また、電話での受付は行わない。
- 申込先：西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当  
電子メール：vo\_shisetu@nishi.or.jp
- 申込期限：平成29年8月7日(月)正午必着

#### (2) 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に記載された内容に関する質問・意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。

- 提出方法：市のホームページより、実施方針に関する質問書(様式2)及び意見書(様式3)のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「実施方針に対する質問・意見」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
- 提出先：西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当  
電子メール：vo\_shisetu@nishi.or.jp
- 提出期限：平成29年8月9日(水)～8月15日(火)  
(8月15日(火)17時必着のこと)

なお、市の判断により、質問及び意見の提出を行った企業に対してヒアリングを行うこともある。

### (3) 実施方針に関する質問・意見への回答

実施方針に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問・意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 29 年 8 月 31 日（木）を目途に公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問・意見を行った者の企業名は公表しないものとする。

### (4) 実施方針等の変更

実施方針の公表後における意見を踏まえ、必要に応じて、実施方針、要求水準書（案）、落札者決定基準（案）、VE 提案実施要領（案）の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には実施方針の公表と同じ方法で速やかに公表する。

### (5) 入札説明書等の公表

市は、平成 29 年 9 月 22 日（金）頃に入札説明書、基本設計説明書、基本設計図を公表する。

### (6) 入札説明書等に関する質問の受付

市は、平成 29 年 9 月 28 日～9 月 29 日頃に入札説明書等に関して質問の受付を行うとともに、質問への回答を行う。なお、質問の受付方法については、入札説明書等とともに市のホームページにて公表する。

### (7) 開発事業概要審査結果通知の貸与

市は、第二庁舎に係る「開発事業におけるまちづくりに関する条例」による開発事業概要審査結果通知について、希望者に対して貸与を行う。貸与を希望する場合の申請方法については、入札説明書等とともに市のホームページにて公表する。

なお、開発事業概要審査結果通知の貸与を希望できる者は、入札説明書等の公表時点において代表企業資格を有する事業者に限る。

### (8) 個別対話の実施

本事業への入札参加を希望する事業者（以下、「入札参加希望者」という。）を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、VE 提案に関する事前確認等を目的として個別対話を実施する。

なお、個別対話でなされた質疑応答内容は、入札参加希望者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、入札説明書等に関する回答とあわせて公表する。なお、個別対話へ参加した者の企業名は公表しないものとする。

#### **ア 個別対話への参加が可能な者**

次の事項を全て満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。

(ア) 入札参加希望者

(イ) 個別対話の実施日に、「第3-4-(2)-イ-(イ)建設企業」のbからfの要件すべてを満たしている、又は満たす予定の事業者

#### **イ 実施時間等の確定**

個別対話の実施時間等については、参加申込のあった企業すべてに別途連絡する。

#### **ウ その他の条件**

(ア) 単独での参加の場合は、個別対話の実施日に代表企業資格を有する（又は満たす予定）事業者に限る。

(イ) 個別対話の実施日に代表企業資格を有する（又は満たす予定）事業者を含む複数事業者から成るグループでの参加も可とする。

(ウ) 個別対話への参加は、入札参加希望者の任意とし、個別対話への参加の有無は正式なVE提案審査における採否には影響しない。

### **(9) 入札説明書等に関する回答の公表**

入札説明書等の記載内容に関して質問の受付及び回答の公表を行うものとする。質問受付の具体的な日程、方法等については、入札説明書において提示する。

### **(10) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知**

入札参加希望者は、本事業に関する入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類を提出すること。資格審査の結果は、すべての入札参加希望者に通知する。入札参加表明書等の受付及び資格審査の具体的な日程、受付の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。なお、資格審査を通過しなかった入札参加希望者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

#### (11) VE 提案の受付及び VE 提案審査結果の送付

資格審査に通過した事業者（以下、「資格審査通過者」という。）が VE 提案を行う場合は、VE 提案に関する提出書類を提出すること。VE 提案の提出方法、必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

VE 提案審査の結果は、VE 提案を提出した資格審査通過者に、書面（VE 提案審査結果通知書）により平成 29 年 12 月 4 日（月）頃を目処に、電子メールと郵送で発送する。

#### (12) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

#### (13) 入札及び開札

提案書に基づいた入札書の提出を求める。入札書の提出の時期、提出の方法、入札に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

### 4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者等の構成

##### ア 入札参加者の定義

入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）の構成については、次のとおりとする。

- a 市の求める性能を確保した上で本事業を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独又は複数の企業（以下、「構成企業」という。）により構成されるものとする。
- b 第二庁舎等の実施設計を行う企業（以下、「設計企業」という。）、既存施設の解体撤去及び第二庁舎等を建設する企業（以下、「建設企業」という。）により構成されるものとする。なお、入札参加者が単独企業である場合、入札参加者の備えるべき参加資格要件を単独で全て満たすこと。
- c 構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負う者は協力企業とする。

## イ 代表企業の選定

- a 建設企業（単体）又は建設JVの代表構成員（「第3-4-(2)-イ-(イ)建設企業」で規定するJVの代表構成員）を入札参加者の代表企業とし、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- b 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細については、入札説明書とあわせて公表する請負契約書（案）において提示する。
- c 代表企業は、契約締結後速やかに、設計業務及び建設業務の本事業に関連する全業務を統括する統括代理人を選定し、本業務に専任させること。原則として、提案書において提案したものを統括代理人に選定すること（ただし、当該統括代理人が病休・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有するものを選定すること。）
- d 統括代理人は、入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
- e 統括代理人は、一級建築士及び一級施工管理技士の資格を有し、延床面積5,000㎡以上の免震構造を有する施設の新築工事（以下、「参加資格要件工事」という。）における現場代理人又は監理技術者としての実績を有する者であり、本事業の主旨及び内容を総括的に理解し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- f 統括代理人は、現場代理人又は監理技術者を兼ねることができる。

## ウ 複数応募の禁止

- a 構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係のある者（※）は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。

### （※）資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

（a）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合

（b）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### （※）人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、(c)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

(c) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下、同じ。)

が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(d) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## (2) 入札参加者の参加資格要件

### ア 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- a 西宮市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。
- b 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。
- c 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- d 建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- e 市が平成29年3月16日に委託契約を締結している「第二庁舎(危機管理センター)基本設計及び発注者支援業務」に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者(「第3-4-(1)複数応募の禁止」を参照)
- f 選定委員会(「第3-5 落札者等の選定」で規定)の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。
- g 次のいずれかに該当する者
  - (a) 法人でない者
  - (b) 次のいずれかに該当する者
    - ・ 旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
    - ・ 民事再生法(平成12年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされてい



- る者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ・ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
  - ・ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
- (c) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
- ・ 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
  - ・ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- (d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (e) 親会社等が(b)から(d)までのいずれかに該当する法人

## イ 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

### (ア) 設計企業

＜設計企業が 1 者の場合＞

設計企業は次の a から d の要件をすべて満たしていることとする。なお、建設企業が設計企業を兼ねることも可とする。

＜設計企業が複数の場合＞

複数の者が設計業務を分担する場合は、主たる設計企業（1 者）は a から d

の要件をすべて満たすこととし、主たる設計企業以外の者（以下、「その他設計企業」という。）は a から b の要件を満たすこととする。

- a 平成 29 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の「建築・設備設計」に登録されていること。ただし、「一般土木建築工事」又は「建築工事」に登録されている場合も認める。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- c 参加資格要件工事の設計実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限り、（同日において工事中であるものを含む。以下同じ。）
- d 設計企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。

#### （イ）建設企業

建設企業は、単体又は特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）とする。単体で応募する場合には b から f の要件を全て満たすこと。JV を組成する場合には次の a の要件を満たすこととし、代表者である代表構成員は b から f の要件をすべて満たし、その他の構成員は b から d の要件をすべて満たしていること。

- a JV の構成員のいずれもが平成 29 年度資格者名簿の「一般土木建築工事」又は「建築工事」に登録されている場合は甲型 JV（以下、「共同施工方式」という。）、それ以外の場合は乙型 JV（以下、「分担施工方式」という。）とする。共同施工方式の場合、(a) 及び (b) の要件をすべて満たしていることとする。分担施工方式の場合、(a) の要件を満たすこととし、構成員の数及び分担工事額はグループの提案に委ねる。なお、代表構成員は、共同施工方式の場合は出資比率が最大の単独の構成員、分担施工方式の場合は当該 JV が定めた単独の構成員とする。

(a) JV の構成員数は 2 者又は 3 者であること。

(b) 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。

※ 共同施工方式、分担施工方式の詳細については国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000101.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html) を参照。

- b 単体又は JV の構成員は、資格者名簿の「一般土木建築工事」、「建築工事」、「土木工事」、「電気工事」、「給排水・衛生空調・管工事」のうち、単体又は JV の当該構成員が実施する工事に対応した工種（以下、「対象工種」という。）に登録していること。

- c 単体又はJVの構成員が市内建設業者である場合には、資格者名簿の対象工種の格付等級がAランクであること。単体又はJVの構成員が市内建設業者以外の者にあつては建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工種のうち、資格登録名簿の対象工種に該当する種類（「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- d 建設業法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置すること。配置する監理技術者は、次の要件を満たすこと。なお、落札後に実際に配置する技術者を変更する場合は、別途市と協議すること。
  - (a) 単体又はJV代表構成員は、建設業法第27条の18第1項の規定による建築工事業にかかる監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
  - (b) 分担施工方式の場合、その他構成員の配置する監理技術者は、担当工事に必要な建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- e 「建築一式工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、市内建設業者にあつては1,000点以上、それ以外の者にあつては1,200点以上であること。
- f 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JVとして有する工事实績については、以下の場合は実績を有しているとみなす。
  - ・ 構成員数2者のJVで、30%以上の出資比率がある場合
  - ・ 構成員数3者のJVで、20%以上の出資比率がある場合

## ウ 市内事業者に対する契約に関する事項

落札者は、市内建設業者、市内設計業者、又は建設・設計以外の業務を行う事業者で主たる営業所を西宮市内に有する者（以下、これらを総称して「市内事業者」という。）の共同企業体への出資額、各構成員の分担工事額又は市内事業者が協力企業として契約した金額の合計額（以下、「市内事業者契約額」という。）を、落札金額の10%以上としなければならない。

ただし、次に示す場合に留意すること。

- a 市内の協力企業が市内の設計企業から業務の一部を受託する場合は、市内事業者契約額に含めない。
- b 共同施工方式において、市内の協力企業が建設共同企業体から業務の一部を受託し又は請け負う場合は、市外の建設企業の建設共同企業体への出資割合に応じた額に限る。
- c 分担施工方式において市内の協力企業が、市内建設業者が分担する業務の一部を受託又は請け負う場合は、市内事業者契約額に含めない。

## エ 参加表明書の受付日以降の取扱

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- a 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。
- b 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

### (3) 入札参加に関する留意事項

#### ア 最低制限価格等

最低制限価格は設定しない。また、低入札価格調査も実施しない。

#### イ 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### ウ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

##### (ア) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

##### (イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

#### エ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

#### オ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

#### カ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

#### キ 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 5 落札者等の選定

### (1) 落札者等の選定方法

落札者及び次点落札候補者<sup>\*</sup>（以下、「落札者等」という。）の選定方法は、各入札参加者からの本事業の実施に係る対価（以下、「入札価格」という。）のほか、設計及び建設に関する技術やノウハウが求められることから、提案書の提案内容等について総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）を採用する予定である。

※次点落札候補者：総合評価一般競争入札方式において、落札者となった入札参加者の次に総合評価結果が高かった者。

### (2) 選定委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、公正性及び透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される「西宮市第二庁舎整備事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置している。なお、選定委員は以下のとおりである（敬称略）。

選定委員（五十音順）

| 委員名    | 所属・役職等                      |
|--------|-----------------------------|
| 澤木 昌典  | 大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻・教授 |
| 紅谷 昇平  | 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科・准教授      |
| 宮崎 ひろ志 | 関西大学環境都市工学部・専任講師            |
| 向井 洋一  | 神戸大学大学院工学研究科・准教授            |
| 山口 健太郎 | 近畿大学建築学部・教授                 |

実施方針等の公表後落札者等決定までに委員と本事業に関し接触を持ち、又は持とうとした入札参加者は失格とする。

### (3) 審査の内容

#### ア 審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を総合的に評価し、落札者等候補として選定する。

#### イ 審査事項

審査項目は、入札公告時に公表する落札者決定基準を参照すること。

## ウ 落札者等の決定

市は、選定委員会による落札者等候補の選定の答申を踏まえ、落札者等を決定する。

## エ 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「落札者等」等を市のホームページにおいて公表する。

### (ア) 落札者等の公表

市が落札者等を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の可否について通知するとともに、審査の結果はホームページを通じて公表する。

### (イ) 落札の無効

西宮市契約規則第9条に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

### (ウ) 審査講評の公表

市は、落札者等の決定にあわせて、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

## オ 事務局

選定委員会の事務局は、次のとおりとする。

- ・西宮市総務局管財部庁舎管理課 第二庁舎整備チーム

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できないものとする。

- ・株式会社 山下設計
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- ・弁護士法人 御堂筋法律事務所



## 6 提示条件

### (1) 市の支払いに関する事項

受注者は、本事業の実施に係る一切の費用を、市から支払いのあるまでの間、負担することとし、市は本事業の実施に係る対価を受注者に対し、請負契約書に定めるところにより、支払うこととする。

支払方法の詳細事項は入札公告時に示すが、現時点では下表のとおり想定している。

#### 《建設業務及び既存施設の解体撤去の実施に係る支払》

|               | 支払時期  | 支払額   |
|---------------|---|---|
| 前金払           | 平成 30 年度分：解体工事着手時<br>平成 31 年度分：平成 31 年 4 月末<br>平成 32 年度分：平成 32 年 4 月末 | 予算の範囲内において市が定める金額   |
| 年度末出来高に基づく部分払 | 平成 31 年 5 月末<br>平成 32 年 5 月末  | 予算の範囲内において当該業務の出来高に応じ、市が査定した金額                              |
| 完成払           | 完成検査合格後<br>(平成 33 年 5 月末)   | 第二庁舎等建設業務費用及び既存施設の解体撤去の実施費用の対価の総額から前金払、部分払金として支払われた金額を控除した額 |

#### 《上記以外の費用に係る支払》

|     | 支払時期  | 支払額       |
|-----|---|-----------|
| 完成払 | (既存施設の解体撤去に関する設計業務、第二庁舎等の整備に関する実施設計業務)<br>平成 31 年 7 月頃<br>(現地調査、その他関連業務)<br>平成 33 年 8 月頃 (※資料等の作成納品完了後とする。) | 本業務の対価の総額 |

## (2) 受注者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、受注者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

受注者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

## (3) 請負契約の締結等

### ア 予想されるリスクと責任分担

市と受注者（落札者）の基本的なリスク分担の考え方は、入札公告時に請負契約書（案）において提示する。

### イ 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

請負契約書（案）の解釈について疑義が生じた場合には、市と受注者（落札者）は誠意をもって協議するものとする。

### ウ 請負契約の締結

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき請負契約に関する協議を行い、平成 30 年 2 月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、平成 30 年 3 月を予定している。

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は入札参加資格要件を欠く事態が生じたことにより落札者との間で請負契約が締結できない場合には、市は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定を適用し、次点落札候補者と仮契約を締結するものとする。

### エ 違約金の支払い

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は本事業に関連する不正行為等の重大な事由により落札者が指名停止となり請負契約が締結できない場合、落札者は、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を支払うこととする。なお、違約金の詳細は請負契約書（案）を参照のこと。

## オ 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

## 第4 その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、以下のホームページ等において行うものとする。

西宮市ホームページ：

<http://www.nishi.or.jp/contents/0003883800020007800490.html>

### 2 担当部局

本事業の事務局は下記の通りである。

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 5 階  
西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当  
0798(35)3338  
電子メール：vo\_shisetu@nishi.or.jp

## (別紙1) 参考資料の貸与

市は、「第二庁舎（危機管理センター）整備事業」に関する参考資料について、希望者に対して貸与を行う。なお、参考資料の貸与を希望できる者は、実施方針の公表時点において実施方針「第3-4-(2)-イ-(イ) 建設企業」のbからfの要件すべてを満たしている事業者に限る。

なお、貸与する参考資料については、実施方針公表時点のものを参考として示すものであり、正式な基本設計図書内容については入札公告時（平成29年9月中旬予定）に公表予定の基本設計図書を正とする点に留意すること。

- 提出方法：市のホームページより、参考資料貸与申請書（様式4）のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「参考資料貸与」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
- 提出先：西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当  
電子メール：vo\_shisetu@nishi.or.jp
- 申込期限：平成29年8月7日（月）まで  
正午必着のこと
- 資料貸与方法：貸与申請を行った事業者は、市が別途指定する日時に、上記提出先窓口にて貸与資料の受取を行うこと。
- 資料貸与期間：市から当該参考資料の貸与を受けた日から平成29年8月31日（木）までとする。貸与資料は事業者が上記提出先まで持参にて返却を行うこと。